

経 済 産 業 省

20181108貿局第2号
輸出注意事項30第23号

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達を次のように制定する。

平成30年11月16日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4年12月21日付け4貿局第492号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成31年1月9日から施行する。

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4年12月21日付け4貿局第492号）

改 正 後				現 行			
(略) 1～3 (略)				(略) 1～3 (略)			
別紙1 外為令別表（貨物等省令を含む。）中欄積を要する語				別紙1 外為令別表（貨物等省令を含む。）中欄積を要する語			
外為令別表の項	外為令別表中解釈を要する語	解 釈		外為令別表の項	外為令別表中解釈を要する語	解 釈	
1～5	(略)	(略)		1～4	(略)	(略)	
6	(略)	(略)		6	(略)	(略)	
	貨物等省令第18条第1項第一号に掲げる技術のうち、貨物等省令第5条第二号ロ(三)若しくは貨物等省令第18条第1項第一号イに該当するものの設計又は製造に必要な技術		貨物等省令第5条第二号ロ(三)及び貨物等省令第18条第1項第一号イに該当しない貨物（一方向位置決め繰返し性の申告値によって確認できるものに限る。）の設計若しくは製造に係る技術又は貨物等省令第15条第1項第四号に該当する技術を除く。		貨物等省令第18条第1項第一号に掲げる技術のうち、貨物等省令第5条第二号ロ(三)若しくは貨物等省令第18条第1項第一号イ若しくはロに該当するものの設計又は製造に必要な技術		貨物等省令第5条第二号ロ(三)並びに貨物等省令第18条第1項第一号イ及びロに該当しない貨物（一方向位置決め繰返し性の申告値によって確認できるものに限る。）の設計若しくは製造に係る技術又は貨物等省令第15条第1項第四号に該当する技術を除く。

		注：一方向位置決め繰返し性の新告値とは、運用通達1-1（7）の輸出令別表第1中解釈を要する語の欄に掲げる語中、輸出令別表第1の6の項の欄中の「貨物等省令第5条第二号イ、ロ及びハ中の一方向位置決め繰返し性」の解釈中「注1」に規定する「一方向位置決め繰返し性の申告値」と同じ。
	(略)	(略)
7	必要な技術	(略)
	<u>プロセスデザインキット</u>	<u>技術的及び製造上の制約に従い、特定の半導体プロセスを使用した、特定の半導体集積回路の設計に必要とされる設計活動やルールが保証された設計ツールであって、半導体製造者から提供されるものをいう。</u>
	(略)	(略)
8	必要な技術	(略)

		注：一方向位置決め繰返し性の新告値とは、運用通達1-1（7）の輸出令別表第1中解釈を要する語の欄に掲げる語中、輸出令別表第1の6の項の欄中の「貨物等省令第5条第二号イ、ロ及びハ中の一方向位置決め繰返し性」の解釈中「注1」に規定する「一方向位置決め繰返し性の申告値」と同じ。
	(略)	(略)
7	必要な技術	(略)
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)
8	必要な技術	(略)

加重最高性能	<p>(略)</p> <p>注1～注5 (略)</p> <p>注6 集合体で性能を向上するように特別に設計されたものであって、同時動作が可能であり、かつ、記憶装置を共有するプロセッサを含むプロセッサの<u>組合せ</u>については、APPを算出しなければならない。</p> <p>注1) (略)</p> <p>2) プロセッサの<u>組合せ</u>が記憶装置を共有するとは、任意のプロセッサが、いかなるソフトウェアの機構の関与なしに、キャッシュラインやメモリワードでのハードウェア伝送を介してシステム内の任意のメモリロケーションにアクセス可能な時をいう。なお、貨物等省令第7条第三号ハに該当するデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品を使用することにより実現するものを含む。</p> <p>注7 (略)</p>
<u>セキュリティの脆弱性の開示に係るもの</u>	脆弱性を解決する目的のプロセスであって、 <u>脆弱性を特定するもの、報告するもの、対策を行い、若しくは調整する責任がある個人若しくは組織に伝達するもの又はこれらの個人若しくは組</u>

加重最高性能	<p>(略)</p> <p>注1～注5 (略)</p> <p>注6 集合体で性能を向上するように特別に設計されたものであって、同時動作が可能であり、かつ、記憶装置を共有するプロセッサを含むプロセッサの<u>組み合わせ</u>については、APPを算出しなければならない。</p> <p>注1) (略)</p> <p>2) プロセッサの<u>組み合わせ</u>が記憶装置を共有するとは、任意のプロセッサが、いかなるソフトウェアの機構の関与なしに、キャッシュラインやメモリワードでのハードウェア伝送を介してシステム内の任意のメモリロケーションにアクセス可能な時をいう。なお、貨物等省令第7条第三号ホに該当するデジタル電子計算機の機能を向上することにより実現するものを含む。</p> <p>注7 (略)</p>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

		<u>織と分析するものをいう。</u>			
	<u>サイバー攻撃の対応に係るもの</u>	<u>サイバーセキュリティ攻撃に対処するための対策を行い、又は調整する責任がある個人又は組織とサイバーセキュリティ攻撃に関する情報を交換するプロセスをいう。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
9	(略)	(略)	9	(略)	(略)
	暗号機能有効化の手段	製造者により提供される仕組み（装置若しくはプログラムと一対一で対応するもの又は一人の顧客が有する複数の同種の装置若しくはプログラムのために顧客と一対一で対応するものに限る。）によって、使用者が暗号機能を特別に有効化し、又は使用可能にするあらゆる手段であって、貨物又は技術によって実現されるものをいう（例えば、シリアルナンバーを基にしたライセンスキー又はデジタル署名の証明書等の認証をするものをいう。）。		暗号機能有効化の手段	製造者により提供される安全な仕組み（装置若しくはプログラムと一対一で対応するもの又は一人の顧客が有する複数の同種の装置若しくはプログラムのために顧客と一対一で対応するものに限る。）によって、使用者が暗号機能を有効化し、又は使用可能にするあらゆる手段であって、貨物又は技術によって実現されるものをいう（例えば、シリアルナンバーを基にしたライセンスキー又はデジタル署名の証明書等の認証をするものをいう。）。
	(略)	(略)		(略)	(略)
10	(略)	(略)	10	(略)	(略)
	<u>電子的に走査が可能なアレアンテナ</u>	(略)		<u>電子的に走査が可能なフェーズドアレー</u>	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)

1 1 ・ 1 2	(略)	(略)	
1 3	貨物等省令第 2 5 条第 3 項 第二号ル中の 技術	<u>レーザービーム加 工、ウォータージ ェット加工、電解 加工又は放電加工 を含む。</u>	(略)
1 4 ・ 1 5	(略)	(略)	

別紙 1 - 2 ~ 別紙 4 (略)

参考様式 1 ~ 4 (略)

1 1 ・ 1 2	(略)	(略)	
1 3	貨物等省令第 2 5 条第 3 項 第二号ル中の 技術	<u>(新設)</u>	(略)
1 4 ・ 1 5	(略)	(略)	

別紙 1 - 2 ~ 別紙 4 (略)

参考様式 1 ~ 4 (略)